

議事要旨(2) 実務対応報告公開草案「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について

秋葉統括研究員から、資料「『厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)』の公表」及び「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に基づき以下の説明が行われた。

今回の案は、前回の企業会計基準委員会において提示した案から、字句修正や表現の整合性をはかる修正を行い、前回の意見を反映したほかは、内容の変更はない。前回から修正をした主な点は以下のとおりである。

- 開示：厚生年金基金の代行部分に係る事項を記載できるとする財務諸表等規則ガイドラインの引用部分は、あえて記述して強調するまでもないという意見により削除
- 適用時期：実際の交付金は来年3月頃交付されることになるので、書くまでもないという意見もあったが、公表日以後適用する旨を適用時期として記載
- 議論の経緯については、〈参考〉の位置付けが不明確という意見に対するため、〈(参考) 検討にあたって〉という見出しに修正
- 法改正の解釈に係る意見の記載を、「会計上は、基準設定時の前提を変える制度改革があったと言えない」とする意見があるとする記載へ修正

上記の説明に対して以下の意見があった。(は事務局側の回答)

- ・ 法改正とその及ぼす効果、経済的実態は、代行部分の債務を最低責任準備金とする考え方(B案)となることは明らかであり、事実を忠実に写す会計基準に変えるべきである。現状の基準を見直さないという考え方(A案)を直接的に説明してほしい。当面の取扱い(案)では、A案からの説明も記載しているが、B案からは納得されていないため、議論が集約していない形で取りまとめている。
- ・ 仮に最低責任準備金とする案(B案)を採用する場合、会計上の弊害があるのか。代行部分を退職給付会計基準の対象外とする考えにより会計処理する場合、一体運用している年金資産をどのように切りとるかという問題があった。また、代行部分の債務を最低責任準備金と考える場合、発生給付評価方式で捉えることができないという問題があった。また、いずれの場合も、生じた差額をどうするかという問題があった。
- ・ B案の会計モデルとして、以前専門委員会で検討した交付金を発生主義に基づき認識する方法が考えられないか。将来の交付金部分が年金資産の定義を満たすか等の問題があり、また、他のアイディアも検討されたが合意に至らなかった。
- ・ B案も一定の合理性があるならば、企業の選択適用として認めるのはどうか。選択肢を設けることは基準を変更することになり、それについては合意が得られて

いない。また、生じる差額の処理について、金額的インパクトも大きく、検討すべき問題があるので、今回は議論を示すに止めている。

- ・ 代行部分の債務は最低責任準備金であるという事実に同意が得られている状況において、なぜリスクがない部分に負債を計上しなければならないか。
代行部分を切り離して会計処理するという新しいコンセプトを作れなかった。A 案か B 案か結論がでず、現行の会計基準の下での対応となっているため、結果として、A 案と同じ処理になっているが、公開草案は、どちらの案を採用したか決定はしていない取扱いとなっている。
- ・ A 案では、将来における交付金受取りの権利を偶発資産のように捉えているが、「退職給付引当金」を構成する PBO の算定にはそもそも多くの見積りを含んでいるものであり、交付金の受取りについてのみ偶発資産として扱うことは適当ではない。
当面の取扱い(案)に記載されているように、A 案では、年金資産と PBO は別々に会計処理し、表示上のみ純額とされているという見方を踏まえたものと考えられ、キャッシュ・イン・フローである交付金については、年金資産の問題として考えている。
- ・ 何を事実とみるのかが論点である。どの事実をみるか一義的な結論に達しなかった経緯があり、その結果として、「当面の取扱い」となったと考えられる。
- ・ 代行部分の債務を最低責任準備金とする考え方にも配慮した記載であるが、今の案でよい。

以上の議論後、内容について修正なしとし、字句修正については委員長に一任する前提で、反対 1 名、その他の出席委員全員 11 名の賛成により、公開草案の公表が議決された。

以 上